

証券コード 4263

2022年9月9日

株主各位

東京都中央区日本橋本町三丁目7番2号

サスメド株式会社

代表取締役社長 上野 太郎

第7期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般当社第7期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2頁から3頁のご案内を参照いただき、書面又はインターネットにより2022年9月28日（水曜日）午後6時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

- (1) 開催日時 2022年9月29日（木曜日）午前10時（受付時間 午前9時）
- (2) 開催場所 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
YUITO（日本橋室町野村ビル）
「野村コンファレンスプラザ日本橋」5階大ホール
- (3) 会議の目的事項
報告事項 第7期（2021年7月1日から2022年6月30日まで）事業報告及び計算書類の内容の報告の件
決議事項
第1号議案 資本金の額の減少の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役1名選任の件
第4号議案 監査役の報酬額改定の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日は新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、適切な感染防止策を講じたうえで開催させていただきます。株主総会会場においては、マスクの着用、手指等のアルコール消毒へのご協力をお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.susmed.co.jp/>）に掲載させていただきます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.susmed.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

議決権行使についてのご案内

■ 事前行使をしていただける場合



◎書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 2022年9月28日（水曜日）午後6時まで



◎インターネットによる議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。

行使期限 2022年9月28日（水曜日）午後6時まで

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

2022年9月17日（土）午前5時～2022年9月20日（火）午前5時の間はウェブサイトのメンテナンス作業のため取扱い休止となります。

なお、当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

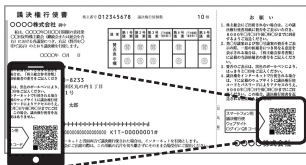
開催日時 2022年9月29日（木曜日）午前10時

インターネットによる 議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

「スマート行使」による方法

① QRコードを読み取る



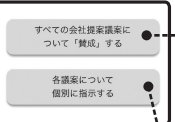
同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取る。

※ QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

② 議決権行使方法を選ぶ

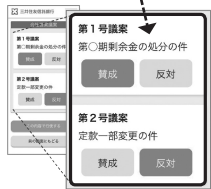


議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ。



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了

③ 各議案の賛否を選択



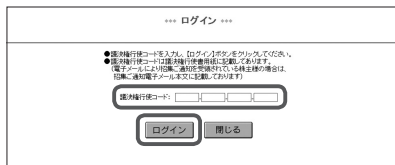
上記方法での議決権行使は1回に限ります。

パソコンによるアクセス手順

① ウェブサイトへアクセス



② ログインする



③ パスワードの入力



※セキュリティ保護のため新しいパスワードを設定してください。

④ 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート



0120-652-031

[受付時間 (午前9時～午後9時)]

① インターネットによる議決権行使についての注意事項

- 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱い致します。
- インターネットにより複数回数議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取り扱い致します。
- 株主様のインターネット利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合もあります。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金(電話料金等)は、株主様のご負担となります。

事業報告

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

1. 経営環境

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症対策の行動制限緩和等により、経済社会活動に正常化の動きが見られました。その一方で、新たな変異株による感染者数が増加していることや、ウクライナ情勢の長期化、原材料価格の上昇、金融資本市場の変動による下振れリスクもあり、依然として先行き不透明な状況が継続しています。

国内の製薬業界においては、世界の医薬品市場が拡大する一方、日本国内市場は増加する薬剤費を抑制するため、薬価改定による価格引き下げが継続して行われ、後発医薬品への切り替えも進んでいます。また、新型コロナウイルス感染症拡大による受診抑制等の影響があったほか、薬価制度改革をはじめとする継続的な医療費抑制策の推進によって製薬会社にとって厳しい環境が続きました。

一方、新型コロナウイルス感染症が拡大したことによって、医薬品の開発には膨大なコストと時間を要するものの、ワクチンをはじめとする医薬品の開発・供給基盤を確保することが、安全保障面においても重要であることを多くの国民が認識するようになりました。国産のワクチンや治療薬の登場が待ち望まれている中、最先端のICT (Information and Communication Technology:情報通信技術) の活用によって、新薬の研究や開発に必要な期間やコストをいかに短縮できるかが課題となっています。

こうした中、当社は「ICTの活用で“持続可能な医療”を目指す」というビジョンを掲げ、自社構築のデジタル医療プラットフォームを活用した治療用アプリ開発の「DTx (デジタル治療:Digital Therapeutics) プロダクト事業」、並びに臨床試験の支援、機械学習自動分析システムの提供、DTx開発支援等の「DTxプラットフォーム事業」を展開し、ブロックチェーン技術やAI (人工知能) 技術の応用で業界に新たな価値を生み出して社会課題を解決することを目指して事業を推進しています。

DTxプロダクト事業におきましては、不眠障害治療用アプリの検証的試験 (試験の最終ステップである第Ⅲ相臨床試験に相当) にて主要評価項目を達成しました。本臨床試験は「不眠障害患者」を対象とした二重盲検比較試験(*1) であり、主要評価項目であるアテネ不眠尺度 (不眠重症度の指標) の改善において、当社

の治療用アプリ群ではシャム群(*2) との間に統計学的な有意差が認められました。この結果を基に、2022年2月に本アプリの薬事承認申請を行っております。また、本アプリについて、塩野義製薬株式会社との間で販売提携契約を締結いたしました。本契約に基づき、当社は製造販売業者として、アプリ開発、薬事承認取得及び保険償還に向けた準備を進め、塩野義製薬株式会社は、本アプリの日本における独占販売権を獲得します。当社は、塩野義製薬株式会社から契約締結に伴う一時金2億円を受領しており、その他、今後の開発進展などに応じたマイルストーン収入として総額最大45億円を受領する予定です。また上記のマイルストーン収入に加えて、製品上市後の販売額に応じたロイヤリティを受領します。

なお、不眠障害治療用アプリ以外にもアドバンス・ケア・プランニングを支援するアプリのPoC取得に向けた探索的試験（第Ⅱ相臨床試験に相当）を開始し、慢性腎臓病患者向けの腎臓リハビリアプリに関して臨床試験の準備を行っております。今後も長期的視点での収益の最大化のために、財務指標に先行する開発パイプラインの件数や臨床試験の進捗を重要な経営指標と位置付けて事業運営を行ってまいります。

DTxプラットフォーム事業におきましては、株式会社スズケンが展開するRFIDとIoT技術を搭載した専用保管庫による医薬品のトレーサビリティシステム「キュービックス®」のデータ利活用による新たな付加価値サービスの構築を開始しました。2022年6月には、アキュリスファーマ株式会社との間で、企業治験としては世界初(*3) となるブロックチェーン技術を活用した治験の実施に関する業務受託契約を締結いたしました。データ改ざんが難しいブロックチェーン技術を用いて新薬開発コストの適正化と治験データの信頼性向上を同時に実現することを目指します。

アカデミア等との連携強化についても、当社が開発している治療用アプリやプラットフォームシステムの着実な普及のために重要な取組みであると考えております。公立大学法人名古屋市立大学との「機能性疾患を対象とした治験用アプリの開発」に関する共同研究契約や、国立大学法人浜松医科大学との治療用アプリの新たなシーズ探索のための共同研究契約をそれぞれ締結したほか、ブロックチェーン技術を実装した臨床試験システムの活用に関しては国立大学法人東京医科歯科大学との共同研究成果の公表準備を進めるとともに、国立大学法人東北大学との共同研究契約を締結しております。また、「心房細動における経皮的カテーテル心筋焼灼術のエキスパート治療を提案する人工知能モデル開発」に関して、国立大学法人九州大学との共同研究を開始いたしました。この共同研究は国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の2021年度メディカルアーツ研究事業との連携による「循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策実用化研究事業」に採択されております。

これらの結果、当事業年度における業績は、事業収益316,873千円（前事業年度比174.4%増加）、営業損失229,152千円（前事業年度は333,421千円の損失）、経常損失217,444千円（前事業年度は271,080千円の損失）、当期純損失233,483千円（前事業年度は277,554千円の損失）となりました。

- *1 被験者、治験実施医師いずれもが割りつけられた治療内容を知らない形で進められる、最もバイアスの影響を受けにくい比較試験。
- *2 本アプリから治療アルゴリズム等の治療の機能を除いたもの。
- *3 医学文献情報DBであるPubMed、アメリカ国立衛生研究所の国立医学図書館によって管理される臨床試験情報DBであるClinicalTrials.gov、欧州医薬品庁の臨床試験情報DBであるEU Clinical Trials Register、その他リサーチツールに基づくサスマド調べ。

(2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資については、本社事務所移転に伴う改修工事等を中心に12,118千円の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

当事業年度においては、2021年12月24日付の東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴う公募増資及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資、並びにその後のストック・オプションの行使により、総額3,506,217千円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

今後事業及び収益の拡大を図るために当社が対処すべきDTxプロダクト事業での主な課題は、開発中の治療用アプリそれぞれの医療機器承認の取得と十分な収益が確保できる水準での保険収載を確実に実現することです。併せて、臨床ニーズに対応した新たな治療用アプリの開発に着手し、それらを継続的に市場に投入していくことも長期的な課題として認識しております。

また、DTxプラットフォーム事業のうち汎用臨床試験システムでの課題は、規制に対応した上で研究開発コストの低減に着実に寄与すること、機械学習自動分析システムでの課題は、長期にわたって利用してもらうために継続的な機能拡充を行うことだと考えております。

新型コロナウイルス感染症の拡大は多くの事業に影響を及ぼしておりますが、外出自粛、医療機関への通院に対する抵抗感などが医療業界のデジタル化を促進する要因にもなっており、デジタル技術の活用で医療の効率化を目指す当社の事業展開にとってはポジティブな環境となっております。その他、継続的な成長と企業価値の向上を目指す上で対処しなければならない各機能面での課題を以下のように考えております。

(営業活動における課題)

当社は、国内外の製薬企業や医療機関等と友好的かつ経済的な相互関係（共同研究開発体制）を築いており、今後さらなる共同研究開発契約を獲得・推進するために研究開発体制の整備・充実と連動した戦略的な営業活動が重要だと考えております。

(研究開発活動における課題)

当社は、DTxプロダクト事業において治療用アプリの治験システム、治療用アプリを搭載した端末装置、及び治療用アプリのプログラムに関する特許技術を保有・活用しており、現時点においては大きな技術的優位性があると考えております。また、DTxプラットフォーム事業に分類される汎用臨床試験システム及び機械学習自動分析システムは今後の活用に大きな可能性を秘めております。当社は、自社システムの優位性を確保し続けるため、国内外の製薬企業及び学術研究機関等との共同研究を推進しつつ、今後も自社内における研究開発及びその体制の強化を進めてまいります。

(内部管理・統制における課題)

当社は、継続的に企業価値を高めていくためにはコーポレート・ガバナンスの強化が重要な課題の1つであると認識しております。経営の効率化を図りながら、一方でその健全性・透明性を高め、長期的・安定的かつ継続的に企業価値を向上させることが、株主をはじめすべてのステークホルダーの皆様から信頼をいただく条件であると考えております。企業価値向上のために、俊敏さを備えた全社的に効率的な組織の構築を必要条件としつつ、業務執行の妥当性、管理機能の効率性・有効性を心がけ、改善に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第4期 2019年6月期	第5期 2020年6月期	第6期 2021年6月期	第7期 2022年6月期 (当期)
事業収益	千円 5,031	千円 34,888	千円 115,489	千円 316,873
当期純損失(△)	千円 △216,951	千円 △96,922	千円 △277,554	千円 △233,483
1株当たり 当期純損失(△)	円 △18.85	円 △8.42	円 △21.69	円 △15.90
総資産	千円 473,431	千円 381,565	千円 1,674,850	千円 4,943,723
純資産	千円 452,127	千円 355,204	千円 1,577,650	千円 4,850,384

- (注) 1. 1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、2021年10月1日付けで普通株式1株につき、普通株式700株の割合で株式分割を行っております。第4期の期首に当該株式分割が行なわれたと仮定して1株当たり当期純損失を算定しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(改正企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(改正企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)の適用に伴い、「財産及び損益の状況の推移」に記載されている当期の数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

DTxプロダクト事業	治療用アプリの開発
DTxプラットフォーム事業	汎用臨床試験システムの提供 機械学習自動分析システムの提供 DTx開発支援

(8) 主要な営業所及び工場

名 称	所 在 地
本社	東京都中央区

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
24名	2名増	39.1歳	1.8年

(注) 上記従業員数には、臨時従業員（派遣社員）1名は含んでおりません。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

2021年12月24日付で、当社株式は東京証券取引所マザーズ（現：グロース）市場へ新規上場いたしました。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	53,000,000株
(2) 発行済株式の総数	16,201,100株
(3) 株 主 数	3,417名
(4) 大 株 主	

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
上 野 太 郎	6,927,100 株	42.75 %
Beyond Next Ventures 1号投資事業有限責任組合	1,473,600	9.09
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,100,500	6.79
SBI AI&Blockchain 投資事業有限責任組合	826,900	5.10
株式会社スズケン	700,000	4.32
第一生命保険株式会社	583,100	3.59
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	547,300	3.37
JP JPMSE LUX RE NOMURA INT PLC 1 EQ CO	314,900	1.94
住友商事株式会社	245,000	1.51
サワイグループホールディングス株式会社	245,000	1.51

(注) 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて小数点第2位まで表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

- ① 2021年9月9日開催の臨時取締役会決議により、2021年10月1日付で普通株式1株につき700株の割合で株式分割を行っております。
- ② 2021年9月30日開催の定時株主総会決議により定款変更を行い、2021年10月1日付で普通株式における発行可能株式総数が40,000株から53,000,000株となっております。
- ③ 2021年9月30日開催の定時株主総会決議により、2021年10月1日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
- ④ 2021年12月24日の東京証券取引所マザーズ市場への新規上場に伴い、公募増資により2,291,000株の新株式を発行しております。
- ⑤ 2022年1月26日を払込期日とする第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）による新株式発行により、発行済株式総数が388,900株増加しております。
- ⑥ 当事業年度におけるストック・オプションの行使により、発行済株式総数が264,600株増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

項 目		第1回新株予約権	第3回新株予約権
発 行 決 議 日		2017年8月3日	2018年3月22日
新 株 予 約 権 の 数		50個	356個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 35,000株 (新株予約権1個につき700株) (注) 1	普通株式 249,200株 (新株予約権1個につき700株) (注) 1
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個あたり6,023円 (注) 1	新株予約権1個あたり79,277円 (注) 1
新株予約権の行使期間		2019年8月4日から 2027年8月3日まで	2020年3月23日から 2028年3月22日まで
行 使 の 条 件		(注) 2	(注) 2
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 50個 目的となる株式数 35,000株 保有者 1名	新株予約権の数 336個 目的となる株式数 235,200株 保有者 2名
	社外取締役	—	—
	監査役	—	—

項 目		第4回新株予約権	第5回新株予約権
発 行 決 議 日		2019年5月9日	2020年4月17日
新 株 予 約 権 の 数		190個	346個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 133,000株 (新株予約権1個につき700株) (注) 1	普通株式 242,200株 (新株予約権1個につき700株) (注) 1
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは 要しない	新株予約権と引換えに払い込みは 要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額		新株予約権1個あたり110,357円 (注) 1	新株予約権1個あたり162,200円 (注) 1
新株予約権の行使期間		2021年5月30日から 2029年5月29日まで	2022年5月14日から 2030年5月13日まで
行 使 の 条 件		(注) 2	(注) 2
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 110個 目的となる株式数 77,000株 保有者 2名	新株予約権の数 290個 目的となる株式数 203,000株 保有者 3名
	社外取締役	—	—
	監査役	—	—

項 目		第6回新株予約権
発 行 決 議 日		2021年5月14日
新 株 予 約 権 の 数		376個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 263,200株 (新株予約権1個につき700株) (注) 1
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは 要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額		新株予約権1個あたり289,000円 (注) 1
新株予約権の行使期間		2023年5月14日から 2031年5月13日まで
行 使 の 条 件		(注) 2
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 236個 目的となる株式数 165,200株 保有者 3名
	社外取締役	新株予約権の数 25個 目的となる株式数 17,500株 保有者 1名
	監査役	新株予約権の数 75個 目的となる株式数 52,500株 保有者 2名

(注) 1. 2021年10月1日付で実施した株式分割(普通株式1株につき700株に分割)に伴い、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

2. 新株予約権の行使条件

新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要する。ただし、当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。また、新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使できないものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
上野太郎	代表取締役社長	公益財団法人神経研究所附属 晴和病院 医療法人社団大坪会 小石川東京病院 医師 XNet株式会社 社外取締役
市川太祐	取締役 臨床開発部担当	
本橋智光	取締役 システム開発部担当 CTO	
矢島祐介	取締役 事業開発部担当 COO	
小原隆幸	取締役 管理部担当	
加賀邦明	取締役	ソーせいグループ株式会社 取締役
秋嶋由子	常勤監査役	
長尾謙太	監査役	公認会計士、税理士 税理士法人グローイング 代表社員 株式会社ランドビジネス 社外監査役 株式会社アスコット 社外監査役
山本麻記子	監査役	弁護士法人TMIパートナーズ(弁護士) 株式会社シグマクシス・ホールディングス 社外取締役 武蔵精密工業株式会社 社外取締役(監査等委員) 株式会社アシックス 社外取締役

- (注) 1. 取締役加賀邦明氏は社外取締役であります。
 2. 監査役はいずれも社外監査役であります。
 3. 2021年9月30日開催の定時株主総会終結の時をもって任期満了により、植波剣吾氏が取締役を退任、また加地潤二氏が監査役を退任しております。
 4. 監査役山本麻記子氏は、2021年9月30日開催の定時株主総会において新任監査役に就任しております。
 5. 当社は、取締役加賀邦明氏、監査役秋嶋由子氏、長尾謙太氏及び山本麻記子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 6. 監査役秋嶋由子氏は、取締役及び監査役を歴任したほか、経理部門において長年勤務した経験を有しており、また監査役長尾謙太氏は、公認会計士の資格を有しており、いずれも財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 7. 取締役加賀邦明氏並びに監査役長尾謙太氏及び山本麻記子氏のそれぞれの兼職先である他の法人等と当社の間には特別の関係はありません。
 8. 監査役長尾謙太氏は上記以外の他の法人の社外役員等を兼務しておりますが、重要性に乏しいため記載を省略しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役及び社外監査役の全員は当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同法第423条第1項の責任につき、規定する最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及を受けることによって生ずる可能性のある損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は、当社取締役及び監査役であり、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役会の決議により取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針（取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針）を定めております。

当社の取締役の基本報酬は、固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定します。また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬の内容の決定は、取締役会において代表取締役から提示された各取締役の報酬額の素案を元に社外取締役を含めた全取締役で議論した上で決定していることから、当該方針に沿うものであると取締役会が判断いたしました。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等は、2021年5月14日開催の臨時株主総会で役員報酬限度額（年額）を100百万円以内（決議時点の取締役の員数7名）と決議しております。各取締役の報酬額については、当該報酬総額の範囲内において、経営成績及び財政状態、各取締役の職務執行状況を総合的に勘案し、事前に協議を行った上で、最終的に取締役会の決議により決定しております。その内訳は固定の基本報酬のみであり、業績連動報酬制度は採用しておりません。

監査役の報酬等は2020年9月24日開催の定時株主総会で報酬限度額（年額）を8百万円以内（決議時点の監査役の員数3名）と決議しております。各監査役の報酬額については、当該報酬総額の範囲内において、常勤・非常勤の別、業務分担の状況を考慮して監査役の協議にて決定しております。

③取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	ストック・ オプション	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	51,600 (1,200)	51,600 (1,200)	—	—	—	6 (1)
監査役 (うち社外監査役)	7,200 (7,200)	7,200 (7,200)	—	—	—	4 (4)

(注) 上記役員の員数については、無報酬の取締役1名を除いております。

④業績連動報酬等に関する事項

該当事項はありません。

⑤非金銭報酬等の内容に関する事項

該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	加賀 邦明	当事業年度に開催した取締役会20回(定時12回、臨時8回)のすべて(100%)に出席し、企業経営全般における幅広い見地から取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
監査役	秋 嶋 由子	当事業年度に開催した取締役会20回(定時12回、臨時8回)のすべて(100%)、監査役会16回(定時12回、臨時4回)のすべて(100%)に出席し、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
監査役	長 尾 謙 太	当事業年度に開催した取締役会20回(定時12回、臨時8回)のすべて(100%)、監査役会16回(定時12回、臨時4回)のすべて(100%)に出席し、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
監査役	山 本 麻記子	当事業年度に開催した取締役会15回(定時9回、臨時6回)のうち13回(87%)、監査役会11回(定時9回、臨時2回)のすべて(100%)に出席し、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。

(注) 監査役山本麻記子氏については、2021年9月30日開催の定時株主総会において新任監査役に就任後の出席状況となります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,200千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り等の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の概要は次のとおりであります。

- ①取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ 当社は、経営理念・行動指針等を、当社の取締役・使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
 - ロ 当社は、コンプライアンスを横断的に統括する組織として「コンプライアンス推進委員会」を設置し、取締役・使用人の教育・啓蒙を図る。
 - ハ 取締役会は、「取締役会規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、取締役及び使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
 - ニ 代表取締役社長に選任された内部監査責任者は、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告する。
 - ホ 監査役は内部監査責任者と連携し、コンプライアンスの状況を定期的に監査するものとし、その監査結果については取締役会等に報告する。
 - ヘ 当社は、社内における法令遵守上疑義がある行為について、使用人が直接通報を行う手段を確保する。重要な情報については、必要に応じてその内容と会社の対処状況・結果につき、当社取締役・使用人に開示し周知徹底を図る。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ 取締役の職務の執行に係る情報・文書（電磁的記録も含む）については、法令及び「文書管理規程」に従い適切に保存及び管理する。
 - ロ 取締役及び監査役が、必要に応じて当該情報・文書等の内容を知り得る体制を確保する。
 - ハ 内部監査責任者は、文書管理責任者と連携の上、文書等の保存及び管理状況を監査する。
- ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ リスク管理を体系的に規定する「リスク管理規程」を定め、リスク管理を推進する体制として代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、当社のリスクを網羅的・総括的に管理する。

- 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長又はその指名を受けた者の指揮下に対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家とともに迅速かつ的確な対応を行ない、損害の拡大を防止する体制を整える。
 - ハ 内部監査責任者及び各リスクの担当者（担当部署・組織）は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、リスク管理委員会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ④取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
- イ 中期経営計画等の全社的な目標を定めることにより、各部門が事業年度ごとに実施すべき具体的な施策を効率的に策定できる体制を構築する。
 - 経営の組織的・効率的推進を目的として業務執行に関する権限と責任を明確に定めた「業務分掌規程」並びに「職務権限規程」に則り、職務の適切かつ効率的な執行を実現するとともに、重要事項については取締役会を経て意思決定を行なうことで、職務の適正性を確保する。
- ⑤監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
- イ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役社長は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名する。指名を受けた使用人は監査役の指示に関して、取締役・部門長等の指揮命令を受けないものとする。
 - 監査役の職務を補助すべき使用人を置いた場合、当該使用人が監査役の指揮命令に従う旨を取締役及び使用人に周知させ、会議等への出席により監査役監査に必要な調査を行なう権限を付与する。
 - ハ 会社は、監査役の職務を補助すべき使用人を務めたことをもって不利な取扱いをしないことを保証し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑥取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ 取締役及び使用人は、法定の事項に加え業務または業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
 - 取締役及び使用人は、会社に重大な影響を及ぼす事項が発生し、あるいは発生する恐れがあるとき、又は取締役及び使用人による違法・不正な行為を発見したときは、速やかに監査役に報告する。

- ⑦監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ 監査役への報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行なうことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑧その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
- イ 監査役の過半は社外監査役とし、監査役職務の独立性及び透明性を確保する。
 - ロ 代表取締役社長は、監査役との意思疎通を図るために、監査役との定期的な意見交換を行なう。
 - ハ 会社は、監査役、会計監査人及び内部監査責任者が、相互に緊密な連携及び情報交換を円滑に行なえる環境整備に努める。
 - ニ 会社は、監査役監査の実施に当たり監査役が求めるときは、監査役の判断で弁護士・公認会計士その他外部アドバイザーを活用できる体制を整え、監査役監査の実効性確保に努める。
 - ホ 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該費用が当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、会社がこれを負担する。
- ⑨財務報告の信頼性を確保するための体制
- イ 信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の体制を構築する。
 - ロ その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行なう。
- ⑩反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- イ 反社会的勢力による被害の防止及び反社会的勢力の排除について、当社規程において、「会社は、いかなる場合においても、反社会的勢力に対し金銭その他の経済的利益を提供しない」旨を規定し、全取締役・使用人へ周知徹底する。
 - ロ 反社会的勢力排除に向けて、不当要求がなされた場合の対応基本方針、対応責任部署、対応措置、報告・届出体制等を定めた「反社会的勢力排除・対応規程」に則り、事案発生時に速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要

当社は、上記の体制の整備に関する基本方針に基づき、以下のような取り組みを行っております。

(1) コンプライアンスに関する取り組み

2019年にコンプライアンス推進委員会を設置し、以降月1回、定例会を開催しております。また、内部通報窓口を内部監査責任者、外部通報窓口を法律事務所とし、使用人からの直接通報の手段を確保しております。加えて、監査役と内部監査責任者の連携のもと、業務執行及びコンプライアンスの状況に関する監査を行ない、その結果については遅滞なく取締役会で報告しております。

(2) 取締役の職務執行に関する取り組み

当社は、取締役会において重要事項の決定や取締役の業務執行状況の監督等を行っており、当事業年度は20回開催しております。取締役会においては、各部門を担当する取締役等からの業務執行についての報告に対して、社外取締役が適宜忌憚のない意見を述べ、経営の監視・監督に努めております。

(3) 損失の危険の管理に関する取り組み

2019年にリスク管理委員会を設置し、以降3か月に1回、定例会を開催しております。定例会においては、当社の経営に重大な影響を及ぼすリスク発生の未然防止やリスク発生時の被害を最小限にとどめることを目的として、各部の部門長を中心にリスク管理状況を精査し、必要な管理・対応を行っております。

(4) 監査役監査に関する取り組み

監査役は、取締役会、コンプライアンス推進委員会、リスク管理委員会等の重要な会議への出席、各取締役との面談、稟議書等の重要書類の閲覧、内部監査責任者からの意見聴取、情報交換を行ない、取締役及び使用人の職務執行の状況を監査しております。

当事業年度は監査役会を16回開催し、適切に情報共有を図ることで監査の実効性を高めております。

また、監査役は、会計監査人より監査計画報告、四半期レビュー及び期末監査結果報告を受領し定期的な情報交換を行なうとともに、会計監査人の選定及び監査報酬決定に関わる協議を実施しております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,935,598	流動負債	87,689
現金及び預金	4,904,074	未払金	31,502
売掛金及び契約資産	9,574	未払費用	1,194
前払費用	21,023	未払法人税等	31,847
その他	925	未払消費税等	7,133
固定資産	8,124	預り金	4,496
有形固定資産	0	契約負債	4,950
建物附属設備	0	その他	6,565
工具器具備品	0	固定負債	5,650
投資その他の資産	8,124	資産除去債務	5,650
その他	8,124	負債合計	93,339
		(純資産の部)	
		株主資本	4,850,384
		資本金	1,853,108
		資本剰余金	3,509,134
		資本準備金	3,509,134
		利益剰余金	△511,858
		その他利益剰余金	△511,858
		繰越利益剰余金	△511,858
		純資産合計	4,850,384
資産合計	4,943,723	負債・純資産合計	4,943,723

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2021年 7月 1日)
(至 2022年 6月 30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
事業収益		316,873
事業費用		
事業原価	10,374	
研究開発費	226,369	
販売費及び一般管理費	309,282	546,026
営業損失(△)		△229,152
営業外収益		
受取利息	2	
助成金収入	52,714	
その他	2,221	54,937
営業外費用		
株式交付費	24,303	
上場関連費用	18,910	
その他	15	43,229
経常損失(△)		△217,444
特別損失		
減損損失	15,719	
固定資産除却損	0	15,719
税引前当期純損失(△)		△233,163
法人税、住民税及び事業税	1,210	
法人税等調整額	△890	319
当期純損失(△)		△233,483

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2021年 7月 1日)
(至 2022年 6月 30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	100,000	1,756,025	－	1,756,025
当期変動額				
新株の発行	1,753,108	1,753,108		1,753,108
当期純損失				
当期変動額合計	1,753,108	1,753,108	－	1,753,108
当期末残高	1,853,108	3,509,134	－	3,509,134

	株 主 資 本			純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金		株 主 資 本 合 計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	△278,375	△278,375	1,577,650	1,577,650
当期変動額				
新株の発行			3,506,217	3,506,217
当期純損失	△233,483	△233,483	△233,483	△233,483
当期変動額合計	△233,483	△233,483	3,272,733	3,272,733
当期末残高	△511,858	△511,858	4,850,384	4,850,384

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年8月25日

サスメド株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 安 斎 裕 二
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 北 池 晃一郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サスメド株式会社の2021年7月1日から2022年6月30日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年7月1日から2022年6月30日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査責任者、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 重要な後発事象

計算書類の個別注記表 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2022年6月16日開催の取締役会において、従業員に対する税制適格型ストック・オプションとしての新株予約権を付与することを決議いたしました。当該事項は、当監査役会の意見に影響を及ぼすものではありません。

2022年8月26日

サスメド株式会社 監査役会

常勤監査役 秋 嶋 由 子

監 査 役 長 尾 謙 太

監 査 役 山 本 麻 記 子

(注) 監査役3名は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 資本金の額の減少の件

今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、資本準備金に振り替えるものであります。

なお、本件は純資産の部の科目間の振替処理であり、当社の純資産額及び発行済株式総数の変動はないため業績に与える影響はなく、また、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではありません。

1. 減少する資本金の額

当社の資本金の額1,853,108,540円のうち1,843,108,540円を減少し、減少額全てを資本準備金に振り替え、減少後の資本金の額を10,000,000円とするものであります。

2. 減資の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数を変更することなく資本金の額を減少するものであり、減少する資本金の額の全額を資本準備金に振り替えるものであります。

3. 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2022年11月30日を予定しております。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、経過措置に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p style="text-align: center;"><削 除></p> <p>第15条(電子提供措置等)</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現行定款	変更案
<p><新 設></p>	<p>(附則)</p> <p>1. <u>定款第15条（電子提供措置等）の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>2. <u>本附則は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役1名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役を増員することとし、取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
やまだ やすひろ 山田 泰弘 (1963年6月28日生) 新任	1987年 4月 日本銀行入行 2018年 5月 日本銀行理事 (2022年5月退任) 2022年 6月 日東電工(株)社外取締役 (現任)	0 株

<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割>

日本銀行の要職を歴任し、金融経済の専門家として培われた豊富な経験に基づく幅広い見識を活かし、当社の取締役会において独立かつ客観的な視点から有益な提言をいただくことで、監督機能の一層の強化が期待されることから、新任社外取締役候補者として推薦するものであります。

(注)

- 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。また、同氏は過去において、日本銀行の重要な業務執行者でありましたが、当社は同行との取引はございません。
- 山田泰弘氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
- 山田泰弘氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
- 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、又は、該当責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとしております。山田泰弘氏が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

第4号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、2020年9月24日開催の定時株主総会において、報酬総額を年額8百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化等、諸般の事情を考慮して、監査役の報酬額を年額20百万円以内と変更させていただきたいと存じます。

本議案は、当社の上場に伴い監査役の責務や期待される役割が増大する中、適切かつ多様な知見を有する人材を確保するとともに、今後の動向等を総合的に勘案して決定しており、相当であるものと判断しております。

なお、現在の監査役は3名（うち社外監査役3名）であります。

以上

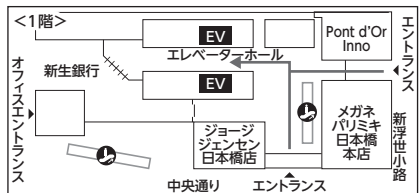
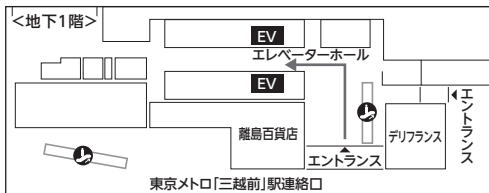
株主総会会場ご案内図

東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号

YUITO（日本橋室町野村ビル）

「野村コンファレンスプラザ日本橋」5階大ホール

(TEL：03-3277-0888)



交通のご案内

- ・東京メトロ銀座線・半蔵門線「三越前」駅（A9出口）
- ・JR総武快速線「新日本橋」駅より
地下通路にて東京メトロ「三越前」駅方面へ（A9出口）
- ・JR各線「神田」駅（南口）より徒歩7分